

暴風警報、または、いずれかの危険警報（レベル4）以上が発表時の授業について

暴風警報、またはいずれかの危険警報以上が発表された場合は、下記の指示に従って行動してください。たくさんの電話がかかりますと、電話回線が混乱して必要なところに連絡できなくなります。学校には問い合わせの電話をしないようにしてください。ご協力をお願いします。

●**午前7時現在**、泉州地域のいずれかの市町において暴風警報、または、いずれかの危険警報以上が発令中である場合は、登校を見合わせる。発表中は、授業を行わない。
また、登校途中で、暴風警報、または、いずれかの危険警報以上が発表された場合は、各自で判断して、安全な場所で待機すること。

① 午前8時30分までに解除された場合は、**3限開始時刻**より、

この日の3限目から6限目(7限目)までの時間割で授業を行う。

② 午前10時までに解除された場合は、**5限開始時刻**より、

この日の5限目から6限目(7限目)までの時間割で授業を行う。

③ 午前10時を過ぎても解除されない場合は、当日は**休校**とする。

【午前中授業日および定期考査期間の場合、上記①②③に関しては以下のとおりとする】て

① 午前7時30分までに解除された場合は、**2限開始時刻**より、この日の2限目から

4限目までの時間割で授業を行う。(定期考査の場合は、2限開始時刻より、この日のすべての考査を行う)

② 午前8時30分までに解除された場合は、**3限開始時刻**より、この日の3限目から

4限目までの時間割で授業を行う。(定期考査の場合は、3限開始時刻より、この日の1限目と2限目の考査を行う)

③ 午前8時30分を過ぎても解除されない場合は、当日は**休校**とする。

※その他、大阪府教育委員会が休校を発表した場合は、上記にかかわらず休校とする。




※暴風警報、または、いずれかの危険警報以上の発表の有無にかかわらず、

JR阪和線（鳳～日根野）が運行を見合わせている場合は、上記と同じ対応を行う。

新たな防災気象情報について(令和8年～)

令和8年5月29日より 気象の警報などが大きく変わりました

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

-  警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます
-  河川の氾濫の危険度の伝え方が変わりました（特別警報の新設など）
-  「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます